

リスクシナリオごとの対応

令和8年3月



風間浦村

目 次

| リスクシナリオ | | 頁 |
|--|--|----|
| 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | |
| 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 | 1 |
| 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生 | 5 |
| 1-3 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生 | 9 |
| 1-4 | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） | 12 |
| 1-5 | 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊等）等による多数の死傷者の発生 | 16 |
| 1-6 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | 20 |
| 1-7 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生 | 22 |
| 1-8 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生 | 26 |
| 1-9 | 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生 | 30 |
| 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | |
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 34 |
| 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | 37 |
| 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 | 40 |
| 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | 42 |
| 2-5 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 45 |
| 2-6 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 | 47 |

| リスクシナリオ | | 頁 |
|---|--|----|
| 3. 必要不可欠な行政機能は確保する | | |
| 3-1 | 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 | 49 |
| 4. 経済活動を機能不全に陥らせない | | |
| 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下 | 51 |
| 4-2 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 | 53 |
| 4-3 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 | 54 |
| 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | | |
| 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 | 55 |
| 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 | 57 |
| 5-3 | 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 | 58 |
| 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | 60 |
| 5-5 | 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | 61 |
| 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | | |
| 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | 63 |
| 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 | 64 |
| 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | 66 |
| 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | 68 |
| 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | 69 |
| 6-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 | 70 |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-1
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------------------|----|---|---|-------------------------------------|
| 【住宅・学校等の耐震化・老朽化対策】 | | | | |
| ○ | | 〈住宅の耐震化・老朽化対策〉 令和7年度時点の住宅の耐震化率は、38.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐震改修に対する支援が必要である。 | ▶ 住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援策を検討する。 ▶ 住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。 | 風間浦村耐震改修促進計画 (R7) 計画期間：R8～R17 |
| ○ | | 〈公営住宅の耐震化・老朽化対策〉 令和7年度時点において、公営住宅の耐震化は100%となっていることから、今後は長寿命化対策及び改修による老朽化対策を推進する必要がある。 | ▶ 公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進する。 | 風間浦村公営住宅等長寿命化計画 (R7) 計画期間：R8～R17 |
| ○ | | 〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉 耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。 | ▶ 社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修の実施を促進する。 | |
| ○ | | 〈公立学校施設等の耐震化・老朽化対策〉 公立学校施設等の耐震化は、令和7年度時点で100%であり、今後は長寿命化対策及び改修による老朽化対策を推進する必要がある。 | ▶ 児童生徒・利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の学校施設環境改善交付金等を活用した耐震補強及び老朽化対策を実施する。 | 風間浦村学校長寿命化計画 (R2) 計画期間：R3～R42 |
| ○ | | 〈文化財の防災対策の推進〉 文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状態を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等を推進していく必要がある。 | ▶ 国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。 | |
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】 | | | | |
| ○ | | 〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉 公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。 | ▶ 個別施設計画（令和2年度策定）を基に、公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進し、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。 | |
| ○ | | 〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉 防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経過していることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。 | ▶ 災害時の機能確保のため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。 | |

《リスクシナリオ》 1-1
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------|----|--|--|---------------------------------------|
| ○ | | 〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉 | | |
| | | 漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、機能強化対策を行う必要がある。 | ▶ 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | 漁港施設長寿命化計画策定 ・村管理 2漁港 ・策定率 100% |
| 【住宅地の防災対策】 | | | | |
| ○ | | 〈幹線道路の整備〉 | | |
| | | 住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を促進する必要がある。 | ▶ 住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。 | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | | 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 | | |
| | | 緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。 | ▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。 | |
| ○ | | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |
| ○ | | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |
| 【空家対策】 | | | | |
| ○ | | 〈空家対策〉 | | |
| | | 空家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等の防災・安全・環境等の面から危険な空家等の解消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報提供が必要である。 | ▶ 風間浦村空家等対策計画を基に、危険な空家等の対策及び所有者等への適正な管理の促進や情報提供に取り組む。 ▶ 「風間浦村空き家バンク」の利活用を促進する。 | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | |
| ○ | | 〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 | | |
| | | 令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。 | ▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 指定数 (R7) ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 |

《リスクシナリオ》 1-1
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------|----|--|--|-------------------|
| ○ | | <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p> | |
| ○ | | <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。</p> <p>▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | |
| ○ | | <p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> | <p>▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p> | |
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | | <p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。</p> | <p>▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。</p> <p>▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>個人情報漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> | <p>▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。</p> | |
| 【防火対策・消防力の強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈防火対策〉</p> <p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> | <p>▶ 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。</p> | |
| ○ | | <p>〈消防力の強化〉</p> <p>大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> | <p>▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。</p> <p>▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。</p> | |
| ○ | | <p>〈消防団の充実〉</p> <p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|----|--|--|----------------------|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| | | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | |
| ○ | | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| | | 〈防災意識の啓発〉 | | |
| ○ | | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| | | 〈防災訓練の推進〉 | | |
| ○ | | 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |
| | | 〈防災教育の推進〉 | | |
| ○ | | 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-2
地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------------------|-----|---|--|--|
| 【住宅・学校等の耐震化・老朽化対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈住宅の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>令和7年度時点の住宅の耐震化率は、38.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐震改修に対する支援が必要である。</p> | <p>▶ 住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援策を検討する。</p> <p>▶ 住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。</p> | <p>風間浦村耐震改修促進計画 (R7)</p> <p>計画期間：R8～R17</p> |
| ○ | 1-1 | <p>〈公営住宅の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>令和7年度時点において、公営住宅の耐震化は100%となっていることから、今後は長寿命化対策及び改修による老朽化対策を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進する。</p> | <p>風間浦村公営住宅等長寿命化計画 (R7)</p> <p>計画期間：R8～R17</p> |
| ○ | 1-1 | <p>〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉</p> <p>耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修の実施を促進する。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈公立学校施設等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>公立学校施設等の耐震化は、令和7年度時点で100%であり、今後は長寿命化対策及び改修による老朽化対策を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 児童生徒・利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の学校施設環境改善交付金等を活用した耐震補強及び老朽化対策を実施する。</p> | <p>風間浦村学校長寿命化計画 (R2)</p> <p>計画期間：R3～R42</p> |
| ○ | 1-1 | <p>〈文化財の防災対策の推進〉</p> <p>文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状態を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等を推進していく必要がある。</p> | <p>▶ 国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。</p> | |
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。</p> | <p>▶ 個別施設計画（令和2年度策定）を基に、公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進し、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経過していることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。</p> | <p>▶ 災害時の機能確保のため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-2
地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|--------------|-----|--|--|-------------------|---------------------------------------|
| ○ | 1-1 | 〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉 | | | 漁港施設長寿命化計画策定 ・村管理 2漁港 ・策定率 100% |
| | | 漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、機能強化対策を行う必要がある。 | ▶ 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | | |
| 【住宅地の防災対策】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈幹線道路の整備〉 | | | |
| | | 住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を促進する必要がある。 | ▶ 住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。 | | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 | | | |
| | | 緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。 | ▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 | | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 | | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | | |
| 【空家対策】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈空家対策〉 | | | |
| | | 空家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等の防災・安全・環境等の面から危険な空家等の解消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報提供が必要である。 | ▶ 風間浦村空家等対策計画を基に、危険な空家等の対策及び所有者等への適正な管理の促進や情報提供に取り組む。 ▶ 「風間浦村空き家バンク」の利活用を促進する。 | | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 | | | 指定数 (R7) ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 |
| | | 令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。 | ▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | | |

《リスクシナリオ》 1-2
地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------|-----|--|---|-------------------|
| ○ | 1-1 | 〈福祉避難所の指定・協定締結〉 | | |
| | | 災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。 | ▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災公共の推進〉 | | |
| | | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。 ▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | |
| ○ | 1-1 | 〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉 | | |
| | | 災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 | ▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。 | |
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | |
| | | 迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。 | ▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | |
| | | 個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。 | ▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | |
| 【防火対策・消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈防火対策〉 | | |
| | | 火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。 | ▶ 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |

《リスクシナリオ》 1-2
地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|--|----------------------|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| 〈防災意識の啓発〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| 〈防災訓練の推進〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |
| 〈防災教育の推進〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-3
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------|-----|---|--|---|
| 【警戒避難体制の整備】 | | | | |
| ○ | | <p>〈津波ハザードマップの作成及び津波避難計画の改定・運用〉</p> <p>津波ハザードマップ及び風間浦村津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p> | <p>▶ 大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行の風間浦村津波避難計画を改定する。改定した津波避難計画や津波ハザードマップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。</p> | |
| ○ | | <p>〈漁船避難ルールづくりの促進〉</p> <p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が沖合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p> | <p>▶ 漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p> | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p> | <p>指定数（R7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 |
| ○ | 1-1 | <p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。</p> <p>▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> | <p>▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-3
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------|-----|---|--|-----------------------|
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | |
| | | 迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。 | ▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | |
| | | 個人情報漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。 | ▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | |
| 【消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | | 〈消防団員の安全確保〉 | | |
| | | 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | ▶ 災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直しを図る。 ▶ 定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | |
| | | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率 (R7) ・100% |
| ○ | 1-1 | 〈防災意識の啓発〉 | | |
| | | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |

《リスクシナリオ》 1-3

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|------|-----|--|---|-------------------|--|
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 | | | |
| | | <p>様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。</p> | | |
| ○ | 1-1 | 〈防災教育の推進〉 | | | |
| | | <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。</p> | | |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-4
突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|----|---|---|-------------------|
| 【河川等の防災対策】 | | | | |
| ○ | | 〈河川改修等の治水対策〉 氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を推進する必要がある。 | ▶ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。 | |
| ○ | | 〈農業水利施設の防災対策・老朽化対策〉 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策を実施していく必要がある。 | ▶ 河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。 | |
| 【警戒避難体制の整備】 | | | | |
| ○ | | 〈洪水ハザードマップの作成〉 近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該区域を基に洪水ハザードマップを作成する必要がある。 | ▶ 洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川等について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。 | |
| ○ | | 〈高潮ハザードマップの作成〉 高潮浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該地区を基に高潮ハザードマップを策定する必要がある。 | ▶ 指定・公表された高潮浸水想定区域を基に高潮ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。 | |
| ○ | | 〈避難指示等発令体制の整備〉 災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。 | ▶ 災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し改善を図る。 ▶ 河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 ▶ 水位周知河川等の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定を進める。 | |
| ○ | | 〈避難指示等の基準の作成〉 国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。 | ▶ 国のガイドラインの改定等があった場合は、避難指示等の発令基準の見直しを行う。 | |

《リスクシナリオ》 1-4

突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------|-----|---|---|-------------------------------------|
| ○ | | 〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 | | |
| | | 避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 ▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | |
| ○ | | 〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉 | | |
| | | 県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。 ▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 | | |
| | | 令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 指定数（R7） ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 |
| ○ | 1-1 | 〈福祉避難所の指定・協定締結〉 | | |
| | | 災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災公共の推進〉 | | |
| | | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。 ▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | |
| ○ | 1-1 | 〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉 | | |
| | | 災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。 | |

《リスクシナリオ》 1-4
 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------|-----|---|--|----------------------|
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | |
| | | 迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。 | ▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | |
| | | 個人情報への漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。 | ▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | |
| 【消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | 1-3 | 〈消防団員の安全確保〉 | | |
| | | 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | ▶ 災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直しを図る。 ▶ 定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | |
| | | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活性化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| ○ | 1-1 | 〈防災意識の啓発〉 | | |
| | | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |

《リスクシナリオ》 1-4

突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|------------------|-----|--|--|-------------------|--|
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 | | | |
| | | 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈防災教育の推進〉 | | | |
| | | 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | | |
| ○ | | 〈水防災意識社会再構築ビジョンの取組〉 | | | |
| | | 目滝川及び易国間川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。 | ▶ 堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。 | | |
| 【荒廃農地の発生防止・利用促進】 | | | | | |
| ○ | | 〈農地利用の最適化支援〉 | | | |
| | | 有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。 | ▶ 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進する。 ▶ 中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。 | | |
| ○ | | 〈農地の生産基盤の整備促進〉 | | | |
| | | 異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。 | ▶ 災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。 | | |
| 【森林資源の適切な保全管理】 | | | | | |
| ○ | | 〈森林の計画的な保全管理〉 | | | |
| | | 森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。 | ▶ 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進する。 ▶ 除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。 | | |
| ○ | | 〈正確な土地情報の把握〉 | | | |
| | | 過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、森林台帳を更新する必要がある。 | ▶ 境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加することから、防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、森林台帳を更新する。 | | |

《事前に備えるべき目標》
 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-5
 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------|-----|--|--|-------------------|
| 【警戒避難体制の整備】 | | | | |
| ○ | | 〈土砂災害ハザードマップの作成〉 | | |
| | | <p>平時から、災害発生時の避難行動につながる防災意識を醸成するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。</p> | <p>▶ 住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。</p> | |
| ○ | | 〈避難指示等発令及び自主避難のための情報提供〉 | | |
| | | <p>土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。</p> | <p>▶ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難指示等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。</p> <p>▶ 土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。</p> | |
| ○ | 1-4 | 〈避難指示等の基準の作成〉 | | |
| | | <p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p> | <p>▶ 国のガイドラインの改定等があった場合は、避難指示等の発令基準の見直しを行う。</p> | |
| ○ | 1-4 | 〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 | | |
| | | <p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p> | <p>▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p> | |
| ○ | 1-4 | 〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉 | | |
| | | <p>県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。</p> <p>▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-5
 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------|-----|---|--|--|
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 | | |
| | | <p>令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p> | <p>指定数（R7） ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7</p> |
| ○ | 1-1 | 〈福祉避難所の指定・協定締結〉 | | |
| | | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p> | |
| ○ | 1-1 | 〈防災公共の推進〉 | | |
| | | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。 ▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | |
| ○ | 1-1 | 〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉 | | |
| | | <p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> | <p>▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p> | |
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | |
| | | <p>迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。</p> | <p>▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。</p> | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | |
| | | <p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> | <p>▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。</p> | |
| 【消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | <p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> | <p>▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-5
 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|--|----------------------|
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| | | 〈消防団員の安全確保〉 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | ▶災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直しを図る。 ▶定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| | | 〈防災意識の啓発〉 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災教育の推進〉 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | ▶学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | |
| 【荒廃農地の発生防止・利用促進】 | | | | |
| ○ | 1-4 | 〈農地利用の最適化支援〉 有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。 | ▶地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進する。 ▶中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。 | |

《リスクシナリオ》 1-5
 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|----------------|-----|--|---|-------------------|
| ○ | 1-4 | <p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。</p> | |
| 【森林資源の適切な保全管理】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈森林の計画的な保全管理〉</p> <p>森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。</p> | <p>▶ 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。</p> | |
| ○ | 1-4 | <p>〈正確な土地情報の把握〉</p> <p>過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、森林台帳の更新をする必要がある。</p> | <p>▶ 境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加することから、防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、森林台帳の更新を図る。</p> | |

| 《事前に備えるべき目標》 | | | | |
|--------------------------|-----|---|--|-------------------|
| 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | |
| 《リスクシナリオ》 1-6 | | | | |
| 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | | | | |
| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
| 【防雪施設等の整備】 | | | | |
| ○ | | <p>《防雪施設等の整備》</p> <p>風雪により道路の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設整備を検討する必要がある。</p> | <p>▶ 冬期間の安全な道路交通確保のため、関係機関と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設の整備を推進する。</p> | |
| 【道路交通の確保】 | | | | |
| ○ | | <p>《除排雪体制の強化》</p> <p>近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p> | <p>▶ 近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保する。</p> <p>▶ 関係機関との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。</p> | |
| ○ | | <p>《立往生車両の未然防止》</p> <p>集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するため、計画的・予防的な通行止めのほか、滞留車両の排出を目的とした転回広場の整備を行う必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、緊急時における関係機関との連携強化を図る。</p> <p>▶ 転回広場の整備を推進する。</p> | |
| 【代替交通手段の確保】 | | | | |
| ○ | | <p>《代替交通手段の確保》</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者との情報共有を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者と一層の情報共有を図る。</p> | |
| 【冬季の防災意識の啓発】 | | | | |
| ○ | | <p>《冬季の防災意識の啓発》</p> <p>雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図る必要がある。</p> | <p>▶ 雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳寒期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。</p> | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>《緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策》</p> <p>緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-6
 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|-----|---|---|-------------------|
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |

《事前に備えるべき目標》
 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-7
 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------|-----|--|--|-------------------|
| 【河川等の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-4 | 〈河川改修等の治水対策〉 氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を推進する必要がある。 | ▶ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。 | |
| ○ | 1-4 | 〈農業水利施設の防災対策・老朽化対策〉 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策を実施していく必要がある。 | ▶ 河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。 | |
| 【警戒避難体制の整備】 | | | | |
| ○ | 1-3 | 〈津波ハザードマップの作成及び津波避難計画の改定・運用〉 津波ハザードマップ及び風間浦村津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は、適宜更新していく必要がある。 | ▶ 大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行の風間浦村津波避難計画を改定する。改定した津波避難計画や津波ハザードマップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。 | |
| ○ | 1-3 | 〈漁船避難ルールづくりの促進〉 津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が沖合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。 | ▶ 漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。 | |
| ○ | 1-4 | 〈洪水ハザードマップの作成〉 近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該区域を基に洪水ハザードマップを作成する必要がある。 | ▶ 洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川等について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。 | |
| ○ | 1-4 | 〈高潮ハザードマップの作成〉 高潮浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該地区を基に高潮ハザードマップを作成する必要がある。 | ▶ 指定・公表された高潮浸水想定区域を基に高潮ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。 | |

《リスクシナリオ》 1-7

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|--------------|-----|--|--|-------------------|-------------------------------------|
| ○ | 1-4 | 〈避難指示等発令体制の整備〉 | | | |
| | | <p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し改善を図る。</p> <p>▶ 河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>▶ 水位周知河川等の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定を進める。</p> | | |
| ○ | 1-4 | 〈避難指示等の基準の作成〉 | | | |
| | | <p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p> | <p>▶ 国のガイドラインの改定等があった場合は、避難指示等の発令基準の見直しを行う。</p> | | |
| ○ | 1-4 | 〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 | | | |
| | | <p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p> | <p>▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p> | | |
| ○ | 1-4 | 〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉 | | | |
| | | <p>県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。</p> <p>▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉 | | | 指定数（R7） ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 |
| | | <p>令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p> | | |
| ○ | 1-1 | 〈福祉避難所の指定・協定締結〉 | | | |
| | | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p> | | |

《リスクシナリオ》 1-7

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|----------|-----|---|---|-------------------|--|
| ○ | 1-1 | 〈防災公共の推進〉 | | | |
| | | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。 ▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉 | | | |
| | | 災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。 | | |
| 【避難行動支援】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | | |
| | | 迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | | |
| | | 個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | | |
| 【消防力の強化】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | | |
| ○ | 1-3 | 〈消防団員の安全確保〉 | | | |
| | | 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直しを図る。 ▶ 定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | | |

《リスクシナリオ》 1-7

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------|-----|--|--|----------------------|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| 〈防災意識の啓発〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| 〈防災訓練の推進〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |
| 〈防災教育の推進〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | |
| 〈水防災意識社会再構築ビジョンの取組〉 | | | | |
| ○ | 1-4 | 目滝川及び易国間川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。 | ▶ 堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。 | |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-8
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------|-----|---|--|-------------------|
| 【防雪施設等の整備】 | | | | |
| ○ | 1-6 | <p>《防雪施設等の整備》</p> <p>風雪により道路の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設整備を検討する必要がある。</p> | <p>▶ 冬期間の安全な道路交通確保のため、関係機関と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設の整備を推進する。</p> | |
| 【道路交通の確保】 | | | | |
| ○ | 1-6 | <p>《除排雪体制の強化》</p> <p>近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p> | <p>▶ 近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保する。</p> <p>▶ 関係機関との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。</p> | |
| ○ | 1-6 | <p>《立往生車両の未然防止》</p> <p>集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するため、計画的・予防的な通行止めのほか、滞留車両の排出を目的とした転回広場の整備を行う必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、緊急時における関係機関との連携強化を図る。</p> <p>▶ 転回広場の整備を推進する。</p> | |
| 【代替交通手段の確保】 | | | | |
| ○ | 1-6 | <p>《代替交通手段の確保》</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者との情報共有を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者と一層の情報共有を図る。</p> | |
| 【冬季の防災意識の啓発】 | | | | |
| ○ | 1-6 | <p>《冬季の防災意識の啓発》</p> <p>雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図る必要がある。</p> | <p>▶ 雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳寒期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。</p> | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>《緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策》</p> <p>緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。</p> | |

《リスクシナリオ》 1-8

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|-------------|-----|--|--|-------------------|--|
| ○ | 1-1 | 《緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策》 | | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | | |
| ○ | 1-1 | 《村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策》 | | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | | |
| 【警戒避難体制の整備】 | | | | | |
| ○ | 1-3 | 《津波ハザードマップの作成及び津波避難計画の改定・運用》 | | | |
| | | 津波ハザードマップ及び風間浦村津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は、適宜更新していく必要がある。 | ▶ 大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行の風間浦村津波避難計画を改定する。改定した津波避難計画や津波ハザードマップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。 | | |
| ○ | 1-3 | 《漁船避難ルールづくりの促進》 | | | |
| | | 津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が中合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。 | ▶ 漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。 | | |
| ○ | 1-4 | 《避難指示等の基準の作成》 | | | |
| | | 国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。 | ▶ 国のガイドラインの改定等があった場合は、避難指示等の発令基準の見直しを行う。 | | |
| ○ | 1-4 | 《住民等への情報伝達手段の多様化》 | | | |
| | | 避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。 | ▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 ▶ 災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | | |

《リスクシナリオ》 1-8
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|--------------|-----|---|--|--|--|
| ○ | 1-4 | 《県・村・防災関係機関における情報伝達》 | | | |
| | | <p>県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。</p> <p>▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 《指定緊急避難場所及び指定避難所の指定》 | | | |
| | | <p>令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p> | <p>指定数 (R7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 | |
| ○ | 1-1 | 《福祉避難所の指定・協定締結》 | | | |
| | | <p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p> | | |
| ○ | 1-1 | 《防災公共の推進》 | | | |
| | | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。</p> <p>▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | | |
| ○ | 1-1 | 《福祉施設・学校施設等の安全対策》 | | | |
| | | <p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p> | <p>▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p> | | |
| 【避難行動支援】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 《避難行動要支援者名簿の作成》 | | | |
| | | <p>迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。</p> | <p>▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。</p> <p>▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。</p> | | |
| ○ | 1-1 | 《避難行動要支援者名簿の活用》 | | | |
| | | <p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p> | <p>▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。</p> | | |

《リスクシナリオ》 1-8
 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------|-----|--|--|----------------------|
| 【消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | 1-3 | 〈消防団員の安全確保〉 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルを見直しを図る。 ▶ 定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織の活動の活性化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| ○ | 1-1 | 〈防災意識の啓発〉 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災教育の推進〉 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | |

《事前に備えるべき目標》
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 1-9
原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|----|-------|------|-------------------|
|------|----|-------|------|-------------------|

【原子力災害の防災対策】

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| ○ | | 《原子力災害時の防災対策》 | | |
| | | 原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるできないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、各種研修や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。 | ▶ 非常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための研修等を実施する。 | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| ○ | | 《原子力施設の安全性検証》 | | |
| | | 原子力施設の安全性については、国による新規基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。 | ▶ 事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力・エネルギー対策県民会議、県民説明会、各種団体等の各界各層の意見を踏まえつつ、住民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。村においても、原子力施設の安全性については、適切な検証を行う。 | |

【道路施設の防災対策】

| | | | | |
|---|-----|---|--|--|
| ○ | 1-1 | 《緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策》 | | |
| | | 緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。 | ▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。 | |

| | | | | |
|---|-----|---|---|--|
| ○ | 1-1 | 《緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策》 | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |

| | | | | |
|---|-----|--|--|--|
| ○ | 1-1 | 《村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策》 | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |

【警戒避難体制の整備】

| | | | | |
|---|-----|---|--|--|
| ○ | 1-4 | 《避難指示等の基準の作成》 | | |
| | | 国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直ししていく必要がある。 | ▶ 国のガイドラインの改定等があった場合は、避難指示等の発令基準の見直しを行う。 | |

《リスクシナリオ》 1-9
 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|--------------|-----|---|---|-------------------------------------|--|
| ○ | 1-4 | 《住民等への情報伝達手段の多様化》 | | | |
| | | 避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 ▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | | |
| ○ | 1-4 | 《県・村・防災関係機関における情報伝達》 | | | |
| | | 県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。 ▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 | | |
| 【避難場所の指定・確保】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 《指定緊急避難場所及び指定避難所の指定》 | | | |
| | | 令和8年2月時点で7の指定緊急避難場所、13の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。 | 指定数（R7） ・指定避難所 13 ・指定緊急避難場所 7 | |
| ○ | 1-1 | 《福祉避難所の指定・協定締結》 | | | |
| | | 災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。 | | |
| ○ | 1-1 | 《防災公共の推進》 | | | |
| | | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。 ▶ 地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | | |
| ○ | 1-1 | 《福祉施設・学校施設等の安全対策》 | | | |
| | | 災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。 | | |

《リスクシナリオ》 1-9
 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------|-----|---|--|-----------------------|
| 【避難行動支援】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の作成〉 | | |
| | | 迅速かつ的確な対応をするために、名簿情報の更新を随時実施する必要がある。 | ▶ 関係課と連携し、常に名簿情報を最新にするよう情報収集を図る。 ▶ 広報誌やホームページにより周知徹底を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈避難行動要支援者名簿の活用〉 | | |
| | | 個人情報漏洩や第三者に伝わらぬよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。 | ▶ 個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。 | |
| 【消防力の強化】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | 1-3 | 〈消防団員の安全確保〉 | | |
| | | 現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。 | ▶ 災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直しを図る。 ▶ 定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | |
| | | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活性化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率 (R7) ・100% |
| ○ | 1-1 | 〈防災意識の啓発〉 | | |
| | | 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |

《リスクシナリオ》 1-9

原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|------|-----|---|--|-------------------|--|
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 | | | |
| | | 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | | |
| ○ | 1-1 | 〈防災教育の推進〉 | | | |
| | | 防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。 | | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-1
 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------|----|---|---|-------------------|
| 【災害対策本部機能の強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈災害対策本部機能の強化〉</p> <p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害対策本部機能の強化・充実を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。</p> | |
| 【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】 | | | | |
| ○ | | <p>〈災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化〉</p> <p>風間浦消防分署では、これまでに緊急消防援助隊の受け入れを行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、引き続き、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。</p> | |
| ○ | | <p>〈防災航空隊への航空支援〉</p> <p>これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。</p> | <p>▶ 大規模災害時に航空隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。</p> | |
| ○ | | <p>〈医療従事者確保に係る連携体制〉</p> <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。</p> | |
| ○ | | <p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の確立に向け、訓練を実施する必要がある。</p> | <p>▶ 大規模災害発生時の応急体制の確立を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向けた実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p> | |
| 【救急・救助活動等の体制強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈救急・救助活動等の体制強化〉</p> <p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。</p> <p>▶ 救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 2-1
 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|--|----------------------|
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| | | 〈消防団の充実〉 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| 【支援物資等の供給体制の確保】 | | | | |
| ○ | | 〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 | ▶ 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 ▶ 他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 | |
| | | 〈救援物資等の受援体制の構築〉 協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていなため、これらを具体化する必要がある。 | ▶ 物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。 | |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活性化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| | | 〈防災意識の啓発〉 「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。 | ▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。 ▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 | |
| ○ | 1-1 | 〈防災訓練の推進〉 様々な災害を想定した防災訓練を継続的に実施していくとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。 | ▶ 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。 ▶ 自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。 | |

《リスクシナリオ》 2-1

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|----|---|--|-------------------|
| ○ | | <p>〈地域防災リーダーの育成〉</p> <p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p> | <p>▶ 地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や町内会が防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-2
 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------------|-----|---|--|-------------------|
| 【緊急車両・災害拠点医療施設に対する燃料の確保】 | | | | |
| 〈緊急車両等への燃料供給の確保〉 | | | | |
| ○ | | 災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、関係事業者との連携体制を維持する必要がある。 | ▶ 災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、協定を締結し連絡態勢に係る情報更新等を行う。 | |
| 〈医療施設の燃料等確保〉 | | | | |
| ○ | | 村内の取扱事業者が災害時に必要量を確保できない場合、協定による優先供給が受けられない可能性もあることから、村外事業者等からの調達も視野に入れておく必要がある。 | ▶ 停電時でも医療行為が行えるよう引き続き非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等、電源や燃料を確保する。 ▶ 村外事業者等からの燃料の調達も視野に入れ取組を推進する。 | |
| 【福祉施設等の耐震化】 | | | | |
| 〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉 | | | | |
| ○ | 1-1 | 耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。 | ▶ 社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修の実施を促進する。 | |
| 【災害発生時における医療提供体制の構築】 | | | | |
| 〈災害時医療の連携体制〉 | | | | |
| ○ | | 関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が想定されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。また、災害発生時には、人員が不足する場合は想定されるため、関係機関と連携していく必要がある。 | ▶ 関係機関からの支援及び派遣要請等の内容を検討し、マニュアルの見直しを進める。 ▶ 大規模災害発生時に人員が不足した場合に備え、防災訓練の実施等により、関係機関との連携体制を強化する。 | |
| 〈医療従事者確保に係る連携体制〉 | | | | |
| ○ | 2-1 | 災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。 | ▶ 災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。 | |
| 〈お薬手帳の利用啓発〉 | | | | |
| | | 持病を抱える被災者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成・携行について啓発していく必要がある。 | ▶ 災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられることができるよう、引き続き、様々な機会を通じて「お薬手帳」の作成・携行について普及啓発を図る。 | |

《リスクシナリオ》 2-2
 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------------------|-----|---|---|-------------------|
| 【ドクターヘリの運航の確保】 | | | | |
| ○ | | 〈ドクターヘリの運航確保〉 災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。 | ▶引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。 | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。 | ▶災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |
| 【要配慮者への支援等】 | | | | |
| ○ | | 〈要配慮者等への支援〉 県の災害ケア支援チーム（DCAT）派遣体制及び県外からの派遣受入体制の整備に合わせ、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力していく必要がある。 | ▶県の災害ケア支援チーム（DCAT）派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。 | |
| ○ | | 〈男女のニーズの違いに配慮した支援〉 避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。 | ▶男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に努める。 | |
| ○ | | 〈心のケア体制の確保〉 被災時は、平時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が表れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。 | ▶災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから連携体制を構築する。 | |

《リスクシナリオ》 2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------------|----|--|---|-------------------|
| ○ | | 〈児童生徒の心のサポート〉 | | |
| | | 災害発生時の迅速な対応や学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、県教育委員会との連絡体制を密にしておく必要がある。 | ▶被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。 | |
| ○ | | 〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉 | | |
| | | 外国人観光客等が自力で情報収集・避難できるよう外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。 | ▶外国人観光客が安心して本村を旅行できるよう、多言語化による防災情報の発信に努める。 | |
| 【動物救護対策】 | | | | |
| ○ | | 〈動物救護対策〉 | | |
| | | ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。 | ▶災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知する。 ▶関係機関と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。 | |
| 【被災地における感染症対策】 | | | | |
| ○ | | 〈避難所における良好な生活環境の確保〉 | | |
| | | 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めるとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。 | ▶災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進める。 ▶災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。 ▶県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。 | |
| ○ | | 〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉 | | |
| | | 災害発生時における避難所等での感染症対策について、今後も各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。 | ▶災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。 | |
| ○ | | 〈予防接種の促進〉 | | |
| | | 予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。 | ▶予防接種の必要性について普及啓発を図る。 ▶未接種者の個別接種勧奨を行う。 | |
| 【観光客等に対する広域避難の強化】 | | | | |
| ○ | | 〈観光客等に対する広域避難の強化〉 | | |
| | | 村内で開催される祭り等の期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等の対応を検討する必要がある。 | ▶災害発生時に村の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。 | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-3
 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------------|-----|---|---|-------------------|
| 【支援物資等の供給体制の確保】 | | | | |
| ○ | | <p>〈支援物資等の供給体制の確保〉</p> <p>住民等に家庭内備蓄について普及啓発活動を実施する必要がある。 また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定の締結を推進する必要がある。</p> | <p>▶引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。</p> <p>▶住民の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び村の備蓄目標、役割分担等、これからの災害備蓄の在り方について検討し推進する。</p> | |
| ○ | | <p>〈災害発生時の物流インフラの確保〉</p> <p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断等により物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p> | <p>▶災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が策定した防災物流インフラ強化計画に基づき、県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。</p> | |
| ○ | | <p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p> | <p>▶災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p> | |
| ○ | 2-1 | <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> | <p>▶引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>▶他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> | |
| ○ | 2-1 | <p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていなため、これらを具体化する必要がある。</p> | <p>▶物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。</p> | |

《リスクシナリオ》 2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|----------------|-----|--|---|-------------------|
| ○ | | 〈要配慮者（難病疾患等）への医療的支援〉 | | |
| | | 災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 ▶ 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。 | |
| | | 〈災害用医薬品等の確保〉 | | |
| ○ | | 災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。 | |
| ○ | | 〈応急給水資機材の整備〉 | | |
| | | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急資機材の整備を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び応急資機材の整備を図る。 | |
| 【被災地における感染症対策】 | | | | |
| ○ | 2-2 | 〈避難所における良好な生活環境の確保〉 | | |
| | | 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進める。 ▶ 災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。 ▶ 県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。 | |
| ○ | 2-2 | 〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉 | | |
| | | 災害発生時における避難所等での感染症対策について、今後も各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。 | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-4
 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------------|-----|---|---|-------------------|
| 【支援物資等の供給体制の確保】 | | | | |
| ○ | 2-3 | <p>〈支援物資等の供給体制の確保〉</p> <p>住民等に家庭内備蓄について普及啓発活動を実施する必要がある。 また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定の締結を推進する必要がある。</p> | <p>▶引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。</p> <p>▶住民の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び村の備蓄目標、役割分担等、これからの災害備蓄の在り方について検討し推進する。</p> | |
| ○ | 2-3 | <p>〈災害発生時の物流インフラの確保〉</p> <p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断等により物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p> | <p>▶災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が策定した防災物流インフラ強化計画に基づき、県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。</p> | |
| ○ | 2-3 | <p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p> | <p>▶災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p> | |
| ○ | 2-1 | <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> | <p>▶引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>▶他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> | |
| ○ | 2-1 | <p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていなため、これらを具体化する必要がある。</p> | <p>▶物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。</p> | |

《リスクシナリオ》 2-4
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|-------------|-----|--|---|-------------------|---------------------------------------|
| ○ | 2-3 | 〈要配慮者（難病疾患等）への医療的支援〉 | | | |
| | | 災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 ▶ 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。 | | |
| ○ | 2-3 | 〈災害用医薬品等の確保〉 | | | |
| | | 災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。 | | |
| 【水道施設の防災対策】 | | | | | |
| ○ | | 〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉 | | | |
| | | 人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施設のダウンサイジング化を推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、地震等災害に強い水道施設整備及び水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。 | | |
| ○ | 2-3 | 〈応急給水資機材の整備〉 | | | |
| | | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急資機材の整備を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び応急資機材の整備を図る。 | | |
| ○ | | 〈水道施設の応急対策〉 | | | |
| | | 災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開するため、修繕備蓄資材の整備を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、必要に応じ、応急復旧のための体制及び修繕資機材の整備を図る。 | | |
| 【漁港の防災対策】 | | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉 | | | 漁港施設長寿命化計画策定 ・村管理 2漁港 ・策定率 100% |
| | | 漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、機能強化対策を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | | |

《リスクシナリオ》 2-4
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------------------|----|---|--|-------------------|
| 【食料生産体制の強化】 | | | | |
| ○ | | 〈食料生産体制の強化〉 | | |
| | | <p>農業については、水稻、野菜、畑作者等の多彩な農業生産が行われており、災害発生時においても農作物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>漁業については、水揚量の増加に取り組んでいることで、生産者だけでなく、水産加工業の振興につなげ、食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。</p> | <p>▶ 農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づき担い手の推進、農業の魅力を啓発し、農業施策を推進する。</p> <p>▶ 漁業については、引き続き、藻場造成事業、新規漁業従事者確保等を行いながら、水揚量の増加を図っていく。</p> | |
| ○ | | 〈農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策〉 | | |
| | | <p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。</p> | <p>▶ 安定した農業生産を確保するため、引き続き、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。</p> | |
| ○ | | 〈食料市場の早期復旧体制の構築〉 | | |
| | | <p>災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、食料の安定供給の停滞を防ぐために市場再開に向けた体制を構築する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。</p> | |
| ○ | | 〈多様なニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進〉 | | |
| | | <p>消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。</p> | <p>▶ 農業については、有機栽培や特別栽培等の消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。</p> <p>▶ 漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き、関係機関等と連携しながらPRを行う。</p> | |
| ○ | | 〈農業・水産業の担い手育成・確保〉 | | |
| | | <p>安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p> | <p>▶ 農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等の労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>▶ 水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p> | |
| 【被災農林漁業者の金融支援】 | | | | |
| ○ | | 〈被災農林漁業者への金融支援〉 | | |
| | | <p>被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-5
 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------------|-----|--|--|---------------------------------------|
| 【集落の孤立防止対策】 | | | | |
| ○ | | 〈集落の孤立防止対策〉 近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。 | ▶ 災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。 | |
| 【孤立集落発生時の支援体制の構築】 | | | | |
| ○ | | 〈孤立集落発生時の支援体制の確保〉 多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。 | ▶ 県及び下北圏域の市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。 | |
| 【代替輸送手段の確保】 | | | | |
| ○ | | 〈代替輸送手段の確保〉 大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、漁港機能の防災機能強化が必要である。 | ▶ 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の耐震化対策、老朽化対策を実施する。 | 漁港施設長寿命化計画策定 ・村管理 2漁港 ・策定率 100% |
| 【ドクターヘリの運航の確保】 | | | | |
| ○ | 2-2 | 〈ドクターヘリの運航確保〉 災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。 | |
| 【情報通信の確保】 | | | | |
| ○ | | 〈情報通信利用環境の強化〉 災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。 | ▶ 災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。 | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉 緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。 | ▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。 | |

《リスクシナリオ》 2-5

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|-----|---|---|-------------------|
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |

《事前に備えるべき目標》
 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

《リスクシナリオ》 2-6
 大規模な自然災害と感染症との同時発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------------------|-----|--|--|-------------------|
| 【被災地における感染症対策】 | | | | |
| ○ | 2-2 | 〈避難所における良好な生活環境の確保〉 | | |
| | | 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進める。 ▶ 災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。 ▶ 県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。 | |
| | | 〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉 | | |
| ○ | 2-2 | 災害発生時における避難所等での感染症対策について、今後も各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。 | ▶ 災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。 | |
| ○ | 2-2 | 〈予防接種の促進〉 | | |
| | | 予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 予防接種の必要性について普及啓発を図る。 ▶ 未接種者の個別接種勧奨を行う。 | |
| 【防疫対策】 | | | | |
| ○ | | 〈防疫対策の推進〉 | | |
| | | 感染症の流行に備え、予防策の徹底・生活空間の衛生の確保を図る必要がある。 | ▶ 平時から、災害発生時における防疫対策等について普及啓発を行うとともに、感染症の流行に備え、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケット等の予防策を徹底し、生活空間の衛生環境の確保を図る等の防疫対策の強化を図る。 | |
| 【避難所等におけるトイレ機能の確保】 | | | | |
| | | 〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉 | | |
| | | 災害発生時の対応としては、避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、污水处理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設トイレ以外に必要なトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力関係を構築する。 ▶ 各家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。 | |

《リスクシナリオ》 2-6
大規模な自然災害と感染症との同時発生

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------------------|----|---|--|-------------------|
| 【合併処理浄化槽への転換の促進】 | | | | |
| 〈合併処理浄化槽への転換の促進〉 | | | | |
| | | 依然として単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、村の補助金制度の周知をする。 ▶ 単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。 | |

《事前に備えるべき目標》
3. 必要不可欠な行政機能は確保する

《リスクシナリオ》 3-1
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|---|-------------------|
| 【災害対応庁舎等における機能の確保】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。</p> | <p>▶ 個別施設計画（令和2年度策定）を基に、公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進し、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈村庁舎、消防分署等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>防災拠点となる村庁舎や消防分署等の公共施設は、建築から耐用年数を大幅に超える年数を経過していることから、引き続き、施設の耐震化を進める必要がある。</p> | <p>▶ 災害時の機能確保のため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。</p> | |
| ○ | | <p>〈代替庁舎の確保〉</p> <p>大規模災害により本庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、現在特定されている代替庁舎以外にも代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、他の代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練の実施し、災害対応力の強化向上を図る。</p> | |
| 【電力の供給停止対策】 | | | | |
| ○ | | <p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。 また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保が必要である。</p> | <p>▶ 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。 ▶ 非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。</p> | |
| 【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。 ▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | |
| ○ | | <p>〈行政情報通信基盤の耐災害性の強化〉</p> <p>災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 3-1
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------|-----|---|--|--|
| ○ | | 〈行政情報の災害対策〉 大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止するため、バックアップを実施していないシステムにおいてバックアップを実施していく必要がある。 | ▶ 大規模災害時における行政データ保全のため、バックアップを実施していないシステムにおいてバックアップ方法等を検討する。 | |
| | | 【行政機能の業務継続計画の策定】 | | |
| ○ | | 〈業務継続計画の策定〉 業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。 | ▶ 防災訓練を通じて、災害発生時に優先すべき業務を実施できるよう、適宜業務継続計画の見直しを図る。 ▶ 業務継続計画の内容を定期的に職員へ周知していく。 | |
| | | 【災害対策本部機能の強化】 | | |
| ○ | 2-1 | 〈災害対策本部機能の強化〉 災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。 | ▶ 災害対策本部機能の強化・充実を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。 | |
| | | 【受援・連携体制の構築】 | | |
| ○ | | 〈広域連携体制の構築〉 青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。 | ▶ 「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認する。 ▶ 県及び県内市町村との連携体制を強化する。 | |
| | | ○ | 2-1 | 〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 |
| 【防災訓練の推進】 | | | | |
| ○ | 2-1 | 〈総合防災訓練の実施〉 近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の確立に向け、訓練を実施する必要がある。 | ▶ 大規模災害発生時の応急体制の確立を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向けた実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 | |

《事前に備えるべき目標》
4. 経済活動を機能不全に陥らせない

《リスクシナリオ》 4-1
サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------------|-----|--|--|-------------------|
| 【企業における業務継続体制の強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈企業の業務継続計画作成の促進〉</p> <p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。</p> | <p>▶ 商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について、普及啓発していく仕組みを構築する。</p> <p>▶ 策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知する。</p> | |
| 【農林水産物の移出・流通対策】 | | | | |
| | | <p>〈農林水産物の移出・流通対策〉</p> <p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p> | <p>▶ 農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進める。</p> <p>▶ 県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。</p> | |
| 【物流機能の維持・確保】 | | | | |
| | | <p>〈災害発生時の物流機能の確保〉</p> <p>災害発生時に物流が十分機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。</p> | |
| | | <p>〈輸送ルートの代替性の確保〉</p> <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替輸送ルートを確認するため、引き続き、船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時において、円滑な連携を図られるよう船舶運航事業者と一層の情報共有を図っていく。</p> | |
| 【被災企業の金融支援】 | | | | |
| | | <p>〈被災企業への金融支援等〉</p> <p>罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。</p> | <p>▶ 罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携する。</p> <p>▶ 被災証明書発行における初動体制を整備する。</p> | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。</p> | |

《リスクシナリオ》 4-1
 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------|-----|---|---|---------------------------------------|
| ○ | 1-1 | 〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉 | | |
| | | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉 | | |
| | | 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。 | ▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。 | |
| 【漁港の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉 | | |
| | | 漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、機能強化対策を行う必要がある。 | ▶ 災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。 | 漁港施設長寿命化計画策定 ・村管理 2漁港 ・策定率 100% |

《事前に備えるべき目標》
4. 経済活動を機能不全に陥らせない

《リスクシナリオ》 4-2
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------------|-----|--|---|-------------------|
| 【有害物質流出時の処理体制の構築】 | | | | |
| ○ | | <p>〈有害物質流出時の処理体制の構築〉</p> <p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈有害物質の大規模流出・拡散対応〉</p> <p>有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。</p> | <p>▶ 有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図る。</p> <p>▶ 関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。</p> | |
| 【原子力災害の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-9 | <p>〈原子力災害時の防災対策〉</p> <p>原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるできないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、各種研修や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。</p> | <p>▶ 非常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための研修等を実施する。</p> | |
| ○ | 1-9 | <p>〈原子力施設の安全性検証〉</p> <p>原子力施設の安全性については、国による新規規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p> | <p>▶ 事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力・エネルギー対策県民会議、県民説明会、各種団体等の各界各層の意見を踏まえつつ、住民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。村においても、原子力施設の安全性については、適切な検証を行う。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
4. 経済活動を機能不全に陥らせない

《リスクシナリオ》 4-3
農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------------------|-----|---|---|-------------------|
| 【荒廃農地の発生防止・利用促進】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈農地利用の最適化支援〉</p> <p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進する。</p> <p>▶ 中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p> | |
| ○ | 1-4 | <p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。</p> | |
| 【森林資源の適切な保全管理】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈森林の計画的な保全管理〉</p> <p>森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。</p> | <p>▶ 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。</p> | |
| ○ | 1-4 | <p>〈正確な土地情報の把握〉</p> <p>過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、森林台帳の更新をする必要がある。</p> | <p>▶ 境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加することから、防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、森林台帳の更新を図る。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》 5-1
 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|--|-------------------|
| 【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈県・村・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。</p> <p>▶ 県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p> | |
| 【住民等への情報伝達の強化】 | | | | |
| ○ | 1-4 | <p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p> | <p>▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p> | |
| ○ | 2-5 | <p>〈情報通信利用環境の強化〉</p> <p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈障がい者等に対する避難情報伝達〉</p> <p>障がい者等の要援護者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくい。ため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織等が要援護者の自宅を訪問するなど、避難行動を直接支援する必要がある。</p> | <p>▶ 障がい者等の障がい特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆者等の人材を養成する。</p> <p>▶ 村及び関係団体が主催するイベント等を通じて、住民に対して障がい特性に関する普及啓発を行う。</p> | |
| ○ | 2-5 | <p>〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉</p> <p>外国人観光客等が自力で情報収集・避難できるよう外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> | <p>▶ 外国人観光客が安心して本村を旅行できるよう、多言語化による防災情報の発信に努める。</p> | |

《リスクシナリオ》 5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|----------------------------|-----|--|---|---|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p> | <p>▶ 地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を広く浸透させる。</p> <p>▶ 引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈防災情報の入手に関する普及啓発〉</p> <p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、普及啓発を実施していく必要がある。</p> | <p>▶ 停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT 機器を活用した防災情報の入手の方法や停電対策について、ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行う。</p> | |
| 【防災教育の推進・学校防災体制の確立】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈防災教育の推進〉</p> <p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」「公助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈学校防災体制の確立〉</p> <p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化等の各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p> | <p>▶ 学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。</p> | <p>・学校危機管理マニュアル作成 各学校で作成済（現状） →随時見直し</p> <p>・避難訓練の実施 2回/年（現状） →継続</p> |

《事前に備えるべき目標》
 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》 5-2
 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------------------|-----|---|---|-------------------|
| 【エネルギー供給体制の強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈エネルギー供給事業者の災害対応〉</p> <p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図る等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p> | |
| 【再生可能エネルギーの導入促進】 | | | | |
| ○ | | <p>〈再生可能エネルギーの導入〉</p> <p>地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。</p> | <p>▶ 再生可能エネルギーの導入を促進・活用していくには、地域との合意形成が必要不可欠であるため、地域との共生が可能な再生可能エネルギーを見極めた上で、必要に応じて協議会を開催する等、事業者と連携の上、再生可能エネルギーを推進する。</p> | |
| 【情報通信基盤の耐災害性の強化】 | | | | |
| ○ | | <p>〈電気通信事業者・放送事業者の災害対策〉</p> <p>災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。</p> | |
| 【電力の供給停止対策】 | | | | |
| ○ | 3-1 | <p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。 また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保が必要である。</p> | <p>▶ 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。 ▶ 非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》 5-3
 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------------------|-----|--|--|-------------------|
| 【エネルギー供給体制の強化】 | | | | |
| ○ | 5-2 | <p>〈エネルギー供給事業者の災害対応〉</p> <p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図る等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p> | |
| ○ | 2-3 | <p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p> | <p>▶ 災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p> | |
| ○ | 4-1 | <p>〈企業の業務継続計画作成の促進〉</p> <p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。</p> | <p>▶ 商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について、普及啓発していく仕組みを構築する。</p> <p>▶ 策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知する。</p> | |
| 【再生可能エネルギーの導入促進】 | | | | |
| ○ | 5-2 | <p>〈再生可能エネルギーの導入〉</p> <p>地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。</p> | <p>▶ 再生可能エネルギーの導入を促進・活用していくには、地域との合意形成が必要不可欠であるため、地域との共生が可能な再生可能エネルギーを見極めた上で、必要に応じて協議会を開催する等、事業者と連携の上、再生可能エネルギーを推進する。</p> | |
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> | <p>▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。</p> | |

《リスクシナリオ》 5-3

石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|-----|--|---|-------------------|
| ○ | 1-1 | <p>〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p> | <p>▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》 5-4
 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) | |
|--|---|--|--|-------------------|--|
| 【水道施設の防災対策】 | | | | | |
| ○ | 2-4 | 〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉 | | | |
| | | 人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施設のダウンサイジング化を推進する必要がある。 | ▶ 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、地震等災害に強い水道施設整備及び水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。 | | |
| | | 〈応急給水資機材の整備〉 | | | |
| ○ | 2-3 | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急資機材の整備を図る必要がある。 | ▶ 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び応急資機材の整備を図る。 | | |
| ○ | 2-4 | 〈水道施設の応急対策〉 | | | |
| 災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開するため、修繕備蓄資材の整備を図る必要がある。 | ▶ 災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、必要に応じ、応急復旧のための体制及び修繕資機材の整備を図る。 | | | | |
| 【避難所等におけるトイレ機能の確保】 | | | | | |
| | 2-6 | 〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉 | | | |
| | | 災害発生時の対応としては、避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設トイレ以外に必要となるトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。 | ▶ 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力関係を構築する。 ▶ 各家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。 | | |
| 【合併処理浄化槽への転換の促進】 | | | | | |
| | 2-6 | 〈合併処理浄化槽への転換の促進〉 | | | |
| | | 依然として単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 | ▶ 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、村の補助金制度の周知をする。 ▶ 単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。 | | |

《事前に備えるべき目標》
 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

《リスクシナリオ》 5-5
 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------|-----|--|--|-------------------|
| 【道路施設の防災対策】 | | | | |
| ○ | 1-1 | <p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路である国道279号は、多くの脆弱性を抱えており災害発生時に使用できない可能性があることから、機能強化・老朽化対策を優先的に推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、早急に機能強化や老朽化対策を国へ要望する。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p> | <p>▶ 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p> | <p>▶ 農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p> | |
| ○ | 1-1 | <p>〈幹線道路の整備〉</p> <p>住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を促進する必要がある。</p> | <p>▶ 住宅地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p> | |
| 【基幹的道路交通ネットワークの形成】 | | | | |
| ○ | | <p>〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉</p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の早期開通について、下北半島振興促進連絡協議会や下北総合開発期成同盟会により要望しており、継続的に要望活動が続ける。</p> | <p>▶ 被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の早期開通について、国及び県に対し、要望を継続して行う。</p> | |
| 【公共交通・広域交通の機能確保】 | | | | |
| ○ | | <p>〈地域公共交通の確保〉</p> <p>災害発生時における村民の移動手段として公共交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に発信するため、交通事業者及び関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、持続性の高い公共交通ネットワークの構築に努める必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における村民の交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者及び関係機関との連携強化を図る。</p> <p>▶ 持続性の高い公共交通ネットワークの構築に努める。</p> | |

《リスクシナリオ》 5-5

基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|----|--|--|-------------------|
| ○ | | <p>〈広域交通の確保（鉄道・フェリー）〉</p> <p>災害発生時に公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、鉄道事業者及び船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p> | <p>・災害発生時に公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、鉄道事業者及び船舶運航事業者と一層の情報共有を図る。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-1
 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|----------------------|-----|--|---|----------------------|
| 【地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 大規模災害等に迅速かつ確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | ▶ 自主防災組織の活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |
| 【地域コミュニティの強化】 | | | | |
| ○ | | 〈地域コミュニティの強化〉 少子高齢化により地域における人口減少が進んでおり、地域コミュニティが希薄化し、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会等の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。 | ▶ 災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的かつ主体的な活動の促進を図る。 | |
| ○ | | 〈農山漁村の活性化〉 人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化等の地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持に取り組んでいく必要がある。 | ▶ あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに農林漁業者はもとより地域住民など、多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加のもとで、水路の泥上げや草刈り等の作業を通じて、自らは行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。 | |

《事前に備えるべき目標》
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-2
災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------------------|-----|---|---|-------------------|
| 【防災ボランティア受入体制の構築】 | | | | |
| ○ | | <p>〈防災ボランティア受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。</p> | |
| ○ | | <p>〈防災ボランティアの育成〉</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動を実施するためには、平時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研究・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、村社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促す等の防災ボランティアの育成を強化する。</p> | |
| ○ | | <p>〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉</p> <p>災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる防災ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害救援ボランティア活動マニュアルに従い、県が主催する研修会への積極的な参加を促す。</p> | |
| 【災害応援の受入体制】 | | | | |
| ○ | 2-1 | <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>▶ 他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> | |
| 【農業・水産業の担い手育成・確保】 | | | | |
| ○ | 2-4 | <p>〈農業・水産業の担い手育成・確保〉</p> <p>安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p> | <p>▶ 農業を維持・発展させ、農産物を安定的に供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等の労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>▶ 水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p> | |

《リスクシナリオ》 6-2
 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------------|-----|---|--|----------------------|
| 【地域防災力の向上】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 〈消防力の強化〉 | | |
| | | 大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の指針に基づく施設等の整備を進める。 ▶ 災害発生時に他消防との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。 | |
| ○ | 1-1 | 〈消防団の充実〉 | | |
| | | 消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 | |
| ○ | 1-1 | 〈自主防災組織の設立・活性化支援〉 | | |
| | | 自主防災組織の組織率は、令和8年2月時点で100%であるが、さらなる地域防災力向上のため、研修や訓練を積極的に実施する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織の活動の活性化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平時からの防災意識の醸成に努める。 | 自主防災組織率（R7） ・100% |

《事前に備えるべき目標》
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-3
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------------|-----|--|---|-------------------|
| 【災害廃棄物の処理体制の構築】 | | | | |
| ○ | | <p>〈災害廃棄物処理計画の策定〉</p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、村が処理を担うことから、災害廃棄物処理計画に基づいた人材育成を図るとともに、平時から職員に周知し、災害発生時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行い、確認対応力を向上させるためワーキンググループによる検討や図上訓練等を行う必要がある。</p> | <p>▶ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理をする上で、令和6年3月に策定した風間浦村災害廃棄物処理計画に基づいた関係機関による情報共有を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉</p> <p>広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共有するなど、県、他市町村、関係団体との連携を強化する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時において各種協定に基づく協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、県、他市町村、関係団体間の情報共有を図り、連携を強化する。</p> | |
| ○ | | <p>〈生活系災害廃棄物の収集・運搬対策〉</p> <p>災害家庭ごみを円滑に収集・運搬するため、関係団体との連携を強化する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時において、各種計画、協定に基づき円滑に災害家庭ごみが収集・運搬されるよう県、村の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。</p> | |
| ○ | | <p>〈農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉</p> <p>災害発生時においても、被害漁業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関係する情報を共有し、引き続き、県、関係団体との連携を推進する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時においても、被災水漁業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。</p> | |
| 【防災ボランティア受入体制の構築】 | | | | |
| ○ | 6-2 | <p>〈防災ボランティア受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。</p> | <p>▶ 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。</p> | |
| ○ | 6-2 | <p>〈防災ボランティアの育成〉</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動を実施するためには、平時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研究・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、村社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促す等の防災ボランティアの育成を強化する。</p> | |

《リスクシナリオ》 6-3
 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-------------|-----|---|---|-------------------|
| ○ | 6-2 | <p>〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉</p> <p>災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる防災ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害救援ボランティア活動マニュアルに従い、県が主催する研修会への積極的な参加を促す。</p> | |
| 【災害応援の受入体制】 | | | | |
| ○ | 2-1 | <p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> | <p>▶ 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>▶ 他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-4
 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|--------------|----|--|---|-------------------|
| 【応急仮設住宅の確保等】 | | | | |
| ○ | | <p>〈応急仮設住宅の迅速な供給〉</p> <p>災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅等が把握されていないことから、提供可能な空家や民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。</p> | <p>▶ 関係団体と連携して災害発生時に提供可能な空家や民間賃貸住宅のリストの作成を推進する。</p> | |

《事前に備えるべき目標》
 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-5
 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|---------------|-----|--|---|-------------------|
| 【文化財の防災対策の推進】 | | | | |
| ○ | 1-1 | 《文化財の防災対策の推進》 | | |
| | | 文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状態を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等を推進していく必要がある。 | ▶ 国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。 | |
| 【地域コミュニティの強化】 | | | | |
| ○ | 6-1 | 《地域コミュニティの強化》 | | |
| | | 少子高齢化により地域における人口減少が進んでおり、地域コミュニティが希薄化し、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会等の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。 | ▶ 災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的かつ主体的な活動の促進を図る。 | |

《事前に備えるべき目標》
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《リスクシナリオ》 6-6
国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|-----------------|-----|--|--|-------------------|
| 【風評被害の発生防止】 | | | | |
| | | 〈正確な情報発信による風評被害の防止〉 | | |
| | | 災害発生に伴う風評被害を防止するためには、正確な情報を発信する必要があることから、特産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。 | 災害発生時における特産品の風評被害の防止に向けて、特産品の正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNS を連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。 | |
| 【住民等への情報伝達の強化】 | | | | |
| | | 〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 | | |
| ○ | 1-4 | 避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 ▶ 災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | |
| 【農林水産物の移出・流通対策】 | | | | |
| | | 〈農林水産物の移出・流通対策〉 | | |
| | 4-1 | 災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進める。 ▶ 県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。 | |
| 【物流機能の維持・確保】 | | | | |
| | | 〈災害発生時の物流機能の確保〉 | | |
| | 4-1 | 災害発生時に物流が十分機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。 | ▶ 災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。 | |
| | | 〈輸送ルートの代替性の確保〉 | | |
| | 4-1 | 災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替輸送ルートを確認するため、引き続き、船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。 | ▶ 災害発生時において、円滑な連携が図られるよう船舶運航事業者と一層の情報共有を図っていく。 | |
| 【被災事業者への金融支援】 | | | | |
| | | 〈被災企業への金融支援等〉 | | |
| | 4-1 | 罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携する。 ▶ 被災証明書発行における初動体制を整備する。 | |

《リスクシナリオ》 6-6

国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

| 重点項目 | 再掲 | 脆弱性評価 | 対応方策 | 重要業績評価指標 (参考値) |
|------|-----|---|---|-------------------|
| ○ | 2-4 | <p>〈被災農林漁業者への金融支援〉</p> <p>被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。</p> | <p>▶ 被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。</p> | |